歴点録 八

049
ア3
8

塵点録 八

購買 第五號
年月日 昭和25年6月1日
品目
備付場所 書課

A04
ア3
8

A049
ア3
8

心越ノ書
仮名を
日蝕弁
瘞塚銘
梅里先生墓誌銘
哥仙

愛知県史編纂係之印

一 公家の事
武道ハ公家のかたへ人のいえ
さうあれはすいて大事なり
てきんをもうとくして
おうもけたちとも小く
はとめとゝあきこれのはし
軍陣の時冑（カブト）をさなかり
大たちさいハあめ出なる来を

愛知県文化会館
昭和 33.7.30
40287

ゑりもと悪し

一 襟もと袖もと大きなるは
袖口せまく下ハさけゆき
お理ゐ悪し 褄さきとも
腹をもちあけ縫めぐく
まちなとも かゝるへし
なかをを悪しく見ゆへし

一 帯ハこゝろしけたるは
大かたハ若き人ハ広き[illegible]
年へたる人ハ[illegible]せはき
めでたけれと見ゆるよ
さい比ハ帯細くして
三つまはりも縮の帯や
とる大小をも挿むは悪し
見ゆるハよろしからず
或殿者のおしへ河辺に建

さりとてあまりゆるやかなるも
もどかしく候

一笠をきても太刀を抜候ハゝ
かく緒を結くるとも
小口ハ前へよし目立
ぬ人も多く何事もめでたく
よし太刀を抜ハ何事ぞ見え
ゐて見合見苦しく

一刀脇指を指事ハ常に心
を付て腰の座の指やう
見て不つり合ならぬやうにさすべし

一刀脇指よきびかりの
かざり鞘よく数寄
拵色にてさや一事文度
見かしめ立ざる
拵色し刀脇指ハ侍の命

親方の目のあにも大切に
挽物其外にもくれ極め
一 刀脇指ハよく物の要ニて
不二ヶ所を立あらため
物事ニ障ものにかねぬもの
されバうけわたしさいめよ
かくのことく持ちまえて
大事の刀脇指の事ニ到
ころがしたる絶ハ脇刀
そハいくとも若き輩へ
めしたるを合ハ持たせ
一 刀脇指の寸ハ大小共に合
きまりものよ定りて在
中にも脇指かけれハ
事なくて相応を保ち
ころもし昔も今も大

如刀のことく針利を求へき
刀そハ折の急成ごとくにて
なし又小さき刀利能にて
大刀蓋よ言ましきて
いふまじきにもあらず次
とかく其人の好みによ
應して折へし候
小さきものハかもく捺め

なるへく目当下し
一 刀紙折を押込奥へ極
うし後へ返し書直し
な折れハかすへ又おさへ
むく折目してとしく利
方あしく将を鼻紙袋
の前にの西よるにも
恐く折へし刀にを

将ハ無類之道具ニ而節
以テ人ヲ以テ能ク可
急ニ桂ヲ取角をもたさき
附ゟかれの手ゟ少し力を
持て自分の方迄も仕
つゝ三ヶ段追詰をなさき
得く色々の討方を圖
記ゆきく たゝすれまれ

るし 右の手かりてと
び人の事共ニ圖に
たがひに深く考よくして
能き事一盤は奇妙なる
ある川離し
一 思ひの外きく附入候
とぶ帯よくきこし
きこゝ厚し心得まし

一　一人ニ数人をかゝらかゝる時
はゝ気をうましき所は
刀を抜の手ゟかて摑取
てたれ肩ゟかけきて
引色ゝ敵人悲あり気
取る着心思代
事悪き事なき
又さとかゝ打かゝかまて
行く尓縁のいなさそ
趣ゟ振合せて三方の
かゝらよれ左打せい
諸ゆる根据て撥ゝ
二刀の家納得の刀との強かり
一　刀を眞中にて人々欠き時
並対はおほえ合して
数万の刀と人並ゟ是

出来ありし何方にても遁
受又は我に覚えずして
無念に仕損ぜはまさく
理と云様にてもよし然
人の力を頼み相頼みて
手前まさしく人をさせ之
らぬもの存ずるもの也
一　刀を鍛へとぎきざみ候こと

ぬからぬもの也けるかなる
ものによりければゆへに薬
を頼みしてぬらぬ
もの也ぬけ合ものも
一　刀を暮ることが付
なし人を拵へ出てゆける
見るまいと人も見る其の
内に附ゐて刀の徳にて

突合中ハ能々手ニよりま
して刀を引遊被候
ハ互ニ相合申候か
まれは打ち可申候間
油断なく斬付申候
突ニ随ふて隨居
申候也

一 番ニ而ちかハ人数多き
時ハ何時も刀を振り候て
居り合候の場所を切り居
申候奥の方より
然合ゐたり候ハヽ
何とも一二三方と見
合戦の場をよく見申へき
支度なし

一 并ニかくハ見分たる事

雑談にても[illegible]
つまやめくることなきを
香気飛加火なく仙也
みなさめへ字は[illegible]
ともと四八行の枝を附ハ
人先よよ名色やく
居東の[illegible]つ梅く
まいらせまいらせ候

一 篇よ書く常[illegible]篇に
ともかくは[illegible]門
まにも人々[illegible]にて
況よ我此く[illegible]
よし人を[illegible]
みはなの[illegible]もしく
據しらの世よ力も[illegible]
まやよ大[illegible]

指南して又指して路を
割出しハ路の西より
なをしてかどの角東へ
出て西へ半丁も行門
さるかはしに見え足見えて
て行事よりし又意なくて
西をへ行よれ下たは西より
横道をらへて行の後ろ
利ますよわしもしてふへ
又ハ問之の人にも過ぎかな
せねへんも度々を行よとる
月すまハ人て行き方を
行きし晴らふとの所
中をも御しみて行
遠所ハ我大ハ夜く無る
色しぬきて打れ人あうち

足ふみさくやうなを
見能心持よくなりくと
りなき事し
一 喧嘩口論能若追取若
の時ハさきの拍子方か
くしやあへてむきや
かけちらしぬすめ致
悪しわく拍子学
面ケちらしをへし悪
を置追ひて乞云
読ミよ面くも勝者
事あり悪き能を
とかやをめくかけれ
前くよのし若きと
の時は能く拍子学
面ケて見へすよし

如此時ハ殺生戒を持
なりとも少しミなし
取扱ハ切るにも思ひ
あしらひ少しも合
て常の心持にてハ
出来かね時ハ之を下
右之法ハ乞ひ能き事を
不残りの花を留
お頼み申上て下し

一 花ハ凡て生花ハ
よ切ての足能く極
すなはちかきりの也

一 座中にて花を入る也
器の時ハ汲溜めて
抱て得其の器に
ても花を入大入也

又小刀を抜てかの据え
なをし申の悪口よわ
候ものハ〳〵何時も言の
其具折可打色し
何時も相手伺ハ後

一 人前与小ハ歌読とても
又ハ其家の若きし大
書とて〳〵読ハすけ

其家の名あらハ上言
御言葉かけ打色し
相かゝ此方ハ候く
ころもとえ〳〵けく打
相し〳〵歌ハ其候て
打て代りけのやうの孫
候ヘハ何りの也惣之
ころえ候をもしてある

あさくは物のよはく
まれ似つかはしき
物をなにはかりて我身
戯かる月をもは武張く
事にまかせし事也けれ
強ひてこそなにに婦と弁
此ともとりけれは嫌り
詠吟ことはなとのまゝ

よくく古き言
葉をかけては歌あれと
思ひく残りて中よ三
の句を打まかなり
一節よ、まちくの心持る心
本能くらくもの異風
て気をとも尽て見なり
物云ふ気色もなきのことくよ

いかにも静かにして常の
覚悟の心得べくこそ候
色しげき(?)はいかに人あへ(?)
合(?)仰(?)とても若き気を静め(?)
色(?)きやすき付(?)女(?)の剛(?)
少しも気を気(?)弱(?)き
てども気を永く詞
多ちの事少しも心得なき(?)

一 常に何事も慮(?)深く
とかく流行(?)に心を(?)なく(?)
若き婦人色々(?)人(?)なと
あけくれ(?)とも人の方より
合(?)より(?)色(?)品(?)
つ(?)く(?)角(?)に(?)候はゞ
とりなく(?)付(?)合(?)
總て利方(?)も能(?)く候

少も無用也せよとて
身之用心かくして能
事なり
一 気何猶さへ心をとも
人中にて無礼ハ何ハ毎事
其心して力を以てせ
行も道をして又
多き附ハ道之両方く
相手次第にして若キ者
して信ずべし
一 金銀之事我振舞ども
気長く附ハ先之存の
角をとらざるやうに
取行人ハ下へ付
甚りの退節之人に
從後佳人ハまゝ能

然ば気色もよろしき之
候ニ随ひ暖和之節
にかまへ居りしにかれ
し気色も相勝候を
くも聞よりも先ニ打
並ずも色も相絶打
申付候とも宜敷と存候
又者ふと相尋ね御出入候
也御人事にハ御遠慮
年生人と申事ニ候
迄よろしく存候ては宜しく
かすくをもり候と
存候か被仰付
て御座候ニ付候様
下のと御ましいた事と
ゆかしく存候やう御座候

一筋に心を悉て能は
冬にうつくしくこそ
かくまれも御覧じて
此文も我も能くくる
何の盛なり一言の言葉
なきやうに芳なる御
二言三言の言葉にて
いかにも志深く

いかなる御用の懸悪
に礼義あつてよろしく
其礼に叶ひ候ふ人
のけにとどいかなる御
たよりの便りあしくて
なりけり小人にあらすと
いかなる方へ御挨拶を
受ける人にも其礼の

なしかるよ心得の事

一 未熟渡人ハ刀試ハ
先喧嘩のことを起して
附て帯せを能く心得べく
大小を指候て又ハ脇
よ大小すすめ付ハ短指を
指し刀ハ小指ヲ指ぬく
家よあり候事也 又
喧嘩ともなりて大小の
下緒を以てくくり帯ニ
なさしめて指合せ候事
定て搬大小を指候
帯せしめてあらん人ハよ
とられぬ合せそかかる

一 人ハよくわ抜刀よ大小ハ
悪人を見ハ逃るべき事

たの方ニ而[illegible]分[illegible]

大小のこまはけく座

握りとそれハ握柄の下

鍔の中ハ刀の下緒を

通して猿手の上へ

附合させへし

一 人中ニ而脇指抜

猿合せ脇指ニ而鞘口

并ニ右の脇指[illegible]

ひくあらびあ[illegible]

菩[illegible]事[illegible]

同あさか[illegible]二三寸

見て同あ[illegible]

堂[illegible]

[illegible]

[illegible]

一渡所へかゝりなハ
刀をぬきうけて結
左の手にて指南あ
うわのはを候ぬ
きゝ切へし
一挑燈とゝてさを候時
二ツとも候よりへし
ちやうちんのきゝり
つき候て向火うけ候
けは方の向能々てゝ然
ぬすとも二ツともさか
て候とけ方より向
よりまふへの向てく
能々心
右條々能々可被
心得事肝要也

乙亥
元禄八
六月
恒河斎

胡月文鳥殿

鈴木小兵衛
正重

○和字ハ境部石積等奉勅製之書四十巻今八亡

○片假名五十字ハ加茂吉備暦之作

○以呂波四十七字ハ空海法師ト護命法師ト共ニ議メ作ル片假名以呂波トモ云漢字ヲ破ゲテ草ニ書ク或ハ偏旁ヲ取テ畫ヲナセリ和字ニ非ズ

○神代ノ文字別ニ一万五千三百五十四字アリト卜部家ノ説世疑ラクハ是石積等ノ造ル和字ナラン

○異邦ノ字母三十六ハ玉篇ニ出タリ

○西域ノ悉曇五十二字ハ婆羅賀摩天ツクル

○假名トハ名ヲ字ガ假ル儀之タトヘバ日本紀ニ涅土
土 泥土此云比尼 沙土
須比尼 沙土此云須比尼 是ヲ假名書ト云之

又同書ノ和歌皆カナ書之以呂波ニテモノヲ

書ヲカナガキト云ハ可之以呂波ヲカナト意得ルハ如何ガアラン

○和書ニ片字(カタジ)書(ガキ)アリ

従(ジュ)一位ヲイ一イ　権大納言ヲ才大ト　参議ヲ一戈　兵部大輔ヲ一卜一甫　幡摩ヲ一户

詞ヲ司　鴈ヲ一ノ　刀(ト)自(ジ)　貟ノ字ヲ别ツ

夫木(フボク)ハ扶桑ノ片字カキト云或人曰淮南子ノ註ニ扶木ハ扶桑也ト然ラハ扶ノ字バカリ片字也

○音ヲカリ或ハ異字ノ同訓ヲ用ル事

参議ヲ三木　大蔵ヲ一二　美濃ヲ一乃　夗鎌(ヤイガマ)ヲ焼(ヤイ)一

○俗用ノ和字

鱈(タラ)　鴫(シギ)　虰(ホえル)　鑓(ヤリ)　峠(トウゲ)　辻(ツジ)　畠　杣　凩(コガラシ)　颪(ヲロシ)　榊(サカキ)　梶(カヂ)　樫(カシ)

杜(カツラ)　扨(サテ)　麿(マロ)　俤(ヲモカゲ)

此中杜(カツラ)ノ字日本紀諸家ノ註ニハ桂(ケイ)ノ写謬ト云ヘリ按ズルニ非也桂ハ木犀(モクセイ)ノコトニテ此杜(カツラ)ハ花カツラトテ加茂祭ニ葵ヲ掛(カク)ル木也葉ツラナリ柳ニ似テ茎赤ク木ハ枳椇(カラダチ)ノ類ニナリ桂ハ花アリテ香ク杜(カツラ)ハ花ナケレバ桂(ケイ)ニヲトリタルト云心ニテ工ノ十一畫ヲヘラメ作レル和字ニ漢字ノ註ヲ求ムベカラズト神代巻ノ私説等ニ云ヘタリ漢書ニテ杜(ト)ハ赤棠(セキトウ)也ト註ス然ルヲ日本ニテ杜ヲモリト訓ズ此類ニ多シ

社(ヤシロ)ヲコソ　咄(トツ)ヲハナシ

○釈家ノ鈔物書

𦬇(ササテン)　菩提之　卄(サヽ)　菩薩ナリ　メ(ミテン)　聲聞ナリ　ヨ(ヨヽ)　縁覚ナリ

𣵀(ミチクハ)　涅槃ナリ　罒(ミヽ)　煩悩ナリ　天竜八部　阿耨多羅三藐三菩提ナリ

唯識倶舎プフクノ誤　覆(フクツガヘス)ノ字(フヲホフ)ヲホフノ時モクツガヘスノ時モ共ニフクトヨミ来レリタトヘバ立覆(リツプク)寺等ノ如シ

○堂上方ノ諺ニ守ヲ傳ヲ傳ト云コトアリ是ハ詩
経ノ毛萇ガ傳鄭玄ガ箋ト云コトナリ

○異朝ノ草法點畫ニ

結（七八）將ニ七八ヲ為レ結

声（七九）七九子ヲ為レ声　コノ類ヒ甚多シ

見ヘタリ一万宝全書十四草聖體格ニ

○声ヲソノマヽ和訓ニ用ヒタルアリ

文　音フン　訓フミ　ミハムニ通

錢　音セン　訓セニ　ニハムニ通

蝉　音セン　訓セミ

繪　呉音エ　訓モエ

此類ヒ甚多シ

桔梗（ケツカウ）キチカウ　龍膽（リンドウ）リウタン　紫苑（シヲン）シヲニ　牡丹（ボタン）ボウタン

賑給（シンキウ）シムゴウ　拜揖（ハイイツ）バイエウ　幼主（ヨウシユ）イウシユ　襖（アウ）アヲ

軒廊（ケンラウ）コンラウ　版位（ハンヰ）ヘンヰ　烏犀帯（ウサイノタビ）ヲサイノヲビ

御厨子所（ミヅシ）ミヅシドコロ　失礼（シツレイ）シチライ

狐（コ）キツ子　儒書ニテハクツ子　歌書ニテハキツニ

○自音譲他之例

冷泉（レンゼイ）　レイセント云ヘキヲイムヲ上下シテレンセイト云

龍膽　同上

此類亦多シ

○和書ニ直音拗音通音ヲ用ヒ来ル例多シ

改元（カイゲン）　朔旦（サクタン）　即位（ショクヰ）　前祖（センゾ）　絃上（ゲンジヤウ）

太元（タイゲン）　帰命（キミヤウ）

是等ハ拗音也

固關（コケン）　閉關（ケン）

是ハ直音ノ通音也クワノ切カセケハ初四相通也

驛家（ヤケ）　エキノ切シ井　ナリヤハ初ニ相通之

安曇（アヅミ）　アハ下略ナリツトドムト三五相通ムトミト二三相通

各務（カヾミ）　クハカ所生ノ音其上初三通ズムトミト二三相通之

○和書ニ下畧ノ音アリ
撿非違使　除目　還瀉　見證
先蹤　官掌　纁綱　精進
○和書ニ音ヲ引テ讀ムアリ
女院　一御　一官　内豎　布衣　牡丹
○和訓ニ反シ假名通音上中下畧等アリ
山背ウ畧　山迹マトノ切マナリ　淡海ハウノ切フナリ　和泉ワ畧
中臣トミツノ切トナリ　車持ルマノ切ラナリ　水取ミツノ切ムナリムトモト
隼人ヤヒノ切井ナリ　藏人ヒトフト二三相通　荷前ニトノト二五相通
朝臣アサノ切ア　ヲトソト横音通ス　三トムト二三相通　書御座下畧
尻付　同　國栖　同　弓削　同　○夜御殿　以下リルヲムニカヘタリ
後取　織部　緑　據

直衣トバカリノ時ハナフシ小直衣ト小字アル時ハコナヲシト又直物ヲナフシモノトフノ假名ナリ

天ハ御覬之　地　立之人物所以因立生之　神ハ上ナリ尊之言
鬼　隱之以音爲訓　日　火之　月　盡之　星
歳之　年　朔　月立之　望　滿之　晦　月隱　前年　彼
昨　前日　彼津日之　古　往方之　方葉ニ方ヲヘトヨム
本居　土ノ意之　伊勢　五十瀬之　尾張　小墾之
齶田　見日本紀今ノ羽州秋田之　刀　片形之　片刃ト云ハ不穏矣
親　挽ノ意　兄　イロハ母ノ古語子ハアコノ略母兄ノ意　弟　イロトハヲトノ畧母弟ノ意
祖父　大父之　祖母　大母之　伯父ハ小父之　伯母ハ小母之
少男　小津子　少女　小津女　稚　無長也　己　臣等
津ハ助語之

大人 主之 熱田 厚田之 稲荷 イナニ之ニトリト通

主餘魚 韓韝ト云意之カラトハ 鯖ハ周防国

倭俗メヅラ年事ニ用ユ 佐波郡ノ

海ヨリ出ルユヘニ右人 海鰻ハモハ轉音之 鯛ハ平

魚ノ名トス 魚ノ

意之 鴛鴦 愛鳥之 鶯 憂作巣之

雞頭樹 蛙手之 紅花 呉藍之 早穂 手代 貴録

家花 早穂ト意同シ 厘等臭 レイテングハ轉音之 鐘 チヨクハ轉音之

器 空物之 衣 着物 下着之 物ヲモト云ハ作物所ノモノ如シ 縄 直之

淼 塗汁之 ヌトワト通 万葉集ニ多ク見ユ

香 香細 細ヲクハシト訓ス 凝 濃水之 憂 寝 涅之

別 我彼之 九ハ多 十ハ大 傳ノ數八八ニ止ル

九十ハ義訓之四外ノ国或ハ七ツヲ極數トシ六ツヲ

極數トスル有リ右語ハヲ用フル我極數ナレバ之

マミムメモ 呉音 万(マン)満(マン)民(ミン)武(ム)明(メイ)
バビブベボ 漢音 万(バン)満(バン)民(ビン)武(ブ)明(ベイ)

ナニヌ子ノ 呉音 南(ナン)仁(ニン)佞(ネイ)農(ノウ)嚢(ノウ)
ダヂヅデド 漢音 南(ダン)仁(ジン)佞(デイ)農(ドウ)嚢(ドウ)

エケセテ子ヘメヱレヱ 一字ガナニテ皆呉音之

假名書大概

ある人云かなづかひの法式ハ定めなし

宜のこゝろもとられまちまちにてハ

其定めなしさまば古き假名物語

又ハ源氏物語などは其定めなき

まゝにかきてもそれからばとて假名と

なとたゞし侍るやうに定といふも定め

かきとれの書なりとも定めなし

字様かくべきにハ法式を定るべし

而して古事記等によりてもみるにいま

名文字の物語かなもあるにもへかなに

遠江悪僻をも後の文字みな

已に混雑してかきうつすとはいへども
その差別も明かなる文に集におほし
文字なきものとて世のうきやみえぬや
ねだんいらんすはおりよくすうありし
かうされ差もそるはぢひの差なれ明ハ
みしぬのえんと山撰へのぺとおれど名義和
しとはいけれざるし在今ハいろは
よろ撰なれぞなこも差なおわるべきことを
かわえ作りをいろはの四十七字なこと
ぞりよみでくることは差撰の人の知
差すはわるゞ名出作えん貫手鋼
を思ひよしでハたるるんなとざる上に

あり而作るべきよ何爲さればことばよ
よみ借りぐるにつきてかなづかひの大概
これらのかきわけをしられざいろは
よろ撰ハかなづかひの法式みづからにきべき
ことをだれれるいけてもまた法式の
なきにハ作らねども子細かに分かざる
法式の書も侍らねど定めきの比ある
に定めえられることとおぼえ侍らぬ
今の世に定家卿仮名遣と号して流布と
る板本ハ後人の手あるへきものなれば
書写のわや見とおほきものとみえ侍也
されども世のまにて法式とるべしがなし

惣じてかなづかひのまよふハいかなるゆへに
ゑほをゐはわ等の文字どもある也
それいろはに悉曇の同音を出され
あることはさるゝによりてもはらならず
いうゑをバわか字の為なれバ喉音なるを
されども唯舌唇の三内によりとき
わの為舌によせて、いの為と成り又唇に
ふれてうの為と成ば文意ハ、い母の為
かるがゆゑに末舌をハう母音の為かるが
思へよ末唇ならぬ文字ハや母音ならぬやハ
まげハ唯喉音なれども母音のやなれど
唇音もまじれどされぞ此一行ハ半喉唯

舌乃中の舌為わるとのならう文にハかね
生の為ならず所ゞ半喉半唇ハ乃中の末舌
為るのならうさて文わ母生のいう点れ
わうわハまげハ唯為るれどもう母音の
わ為さて唇為ても為れしせされぞ此一行
ハ半喉半唇之点れぞ、いう点れも上の例に
かうらへてさるべしどるにいろはに杭の字
バる色を出してわ母音のいう点ハ略し
あらざるハはひふへほノ為わいう点
たよかなるにいかひほをたへに点と
三門によりあめてかなづかひをせられ
梵文四十七字のうちにあらて騒て、

なりかゝることもあれど、かなづかひの見なをし
きまられ韻をまでもちゐられどもは
ひふへほの一行ハ唇の音なれど
まりてかうきあれどされど下にわつてハ
わいう急れの音にかよへど上にまわると
ゑハちまるかし上にまはると私ハ只いか
に急ぎれのふるまでの見なをすることへ
いハ韻力ハ音に韻急ハ音ぞハ韻たハ
音しいろはハ和歌の文字にして和歌
の人ハ只此四十七字にてまなまごと初も
かきあらし作ることなれども仮名づかひの
見なをなしでハことわりもちゐがき

ことわかるべし見みぞるもに寄べき
ことあるぞされどかなづかいの大概を
あらして童蒙のそなへとなし
作ることをえつるなり

以の字ハ弘法書の伊の字之梵字ハいろハに差と見れハ以の字にかゝるをゆゝけし

一、いろは正字

以呂波仁保邉（ヘ）止（ト）
知利奴留遠和加
與太礼曽門（ツ）禰奈
良武宇為乃（ナイ）於久
也末計不己江天
安左幾由女美之
恵比毛世寸

（乃ナトノト初五相通）
（或日メハ州ナリメウメ）

ヘノ字幷つノ字古来訛シアリテ異字ヲ書リ皆僻案ト覚エ侍リ又ヘノ字ハ邉ノ字ノ下ノ畫ヲ取ルヘシつノ字ハ門ノ字也門ノ字ニトヨムコト迫門（セド）河門（カハト）長門（ナガト）

等也サレバこハつ所生ノ音之又三五相
通ツチノ丁也シカノミナラズつハアツヽル音之
字義モ亦相叶ヘリ、或曰つハ円也音トウ 三五相通ツウツ
又すノ字古来寸ノ字ヲ正字トス若シ寸
ノ字ナラバ假名トハ云ガタシ万葉集等モ
すノ字ヲキノ声ニハカレリスノ声ニカリ
タル丁ナラン然レモ正字ヲ久ヾス丁ハ一徃ノ
丁也いろはハ只是和国ノ文字之強テ
正字ヲ不可求

㊁古来古書ニ書ク假名ドモノ正字

諸 盤 冊 于 小 爾
耳 保 本 遍 止
登 遅 里 怒 流
類 越 巴 可 閑
與 多 堂 連 曽
楚 恥 津 都 川
禰 奈 南 那 羅
無 舞 井 能 農
於 具 万 遣 化 恐
希 氣 布 右 衣
盈 旦 佐 起 岐
進 先 鬼 新 衛
飛 壌 世 勢 壽
須

㊂仮名違之事

端ノい　中ノゐ　奥ノひ
端ノほ　中ノを　奥ノわ
端ノへ　中ノえ　奥ノゑ

以伊移射已意異倚
是等ハいノ假名也

○為印位謂井居違委
威圍遺猪亥藺唯
是等ハゐノ假名也

○遠乎緒越小恩亭
是等ハをノ假名也

○於億尾雄男士怨烏穏
是等ハおノ假名也但遠声ニヨリテ
をニ書カフルヿアリ尾張トバカリノ時ハ
おナレモ尾張国ト云時ハをノ假名也
此等ノ類多シ末ニ記之

○江延要衣兒得盈枝縁栖
依
是等ハえノ假名也

○恵衛會営繪栄永穢
是等ハゑノ假名也

○きニ通フハい之　うき　憂　うい等之
ゆニ通フハゐ之　しゐ　強　しゐて等之
ふニ通フハひ之　まふ　舞　まひ等之
ほノ字ヲわトヨムヿ態字ノ真名字ニテモ

物ノ名ニテモ一字ノ真名字ノ下ノ假名ハ
大概皆ほへをノ字ヲ書ク事なを 猶
なほき 直 とほき 遠 あをき 青
うを 魚 此等ノ外ハミレ九纔ノ字ヲ
一字ノ真名ノ下ノ假名ニ書ク事ハ一向
ナキ纔み仁 識是ハ元来水尾ト書
和訓ナルガ故也

○ふニ通フハへうふる 植うへて等之
ゆニ通フハにえきゆる 消きえて等之
惣ノ假名ハ一字ノ真名ノ態字ノ下ニ書
ク事一向ニナシ体アルコトニハアルハ すゑ 末 ゆくゑ
向後是等ハ態字ノヤウナレモ玉篇ニ本ノ上ヲ
日末ニカレハ何ニテモ本末ト云ハ体アル故之
ゆくゑハゆくすゑノ中略ナル故ニ ゑ 家
トトツゞノ時ハヘノカナ也 家人(イヘビト) 家居等之
同ニテニヲハアレハゑノカナ也 家ノ子 家ニ
任等也

㊃ わトはノ事

わノ字ハ一字ノ真名ノ態字ノ下ニ書ク
一向ニナキ也 物ノ名ニモ一字ノ假名ニハこレ之
くつわ 轡 是ハ其ハ等ノテニヲハノ時ハ
何レニテモ皆はノ假名也

㊄ 物ノ名ニハいねひノ差別

はひ 灰 とひ 樋 やまひ 病

なゐ 楲　くゐ 株　なゐ 地震 泥
わゐ 藍　さゐ 椎　くゐな 水雞
さゐだつま 若草　虎杖（サヰダツマ）（イタドリ）
是等ノ外ハ大概ゐノ假名之
⑥同ほ、を、ノ差別
前ニ云ルス如ク大概ハほノ假名之 うを 魚、
をどろ丁、みをつくし 澪串、をを
むし蟷螂、是等ノ外ハこレえれノ字ハ
下ニ体アル丁ナラデハ一向ニナキ之
⑦同へ、え、ゑ、ノ差別
はへ 蠅 鮠、かへで 楓 なへ 苗、
まへ 前、いへばと 鴿、いへざくら 家櫻、
いへどうじ 家室、是等ノ時ハ家ノ字、
皆へノ假名也 やへざくら 八重櫻、重ノ
字何レニテモへノ假名也 しろたへ 白妙、
すゑ 末、ゆくゑ 向後、こゑ 声、
是等ノ外ハ大概江ノ假名也
⑧上ニ書い、ゐ、ノ差別
ゐなか 田舎 鄙、ゐもり 守宮、声ニ云丁ニハ、
院、韻、印、是等ノ外ハ大概いノ假名之
⑨同江、ゑ、ノ差別
えり 襟、えだ 枝、える 彫、
えだち 役、えぞ 蝦夷、えぞたちね
不敢知、えなゝね 殊勝、えなづ 摂津国ノ名所ナリ
排津

えらぶ 撰、えのき 榎、えやミ 疫、
えびす 夷、えびら 箙、胡簶、
えつり 桟、えん 宴、縁、
ゑいず 詠、ゑば 餌、ゑぼし 烏帽子、
ゑへり 酔、ゑちぜん 越前、ー中、ー後、
ゑむ 咲、ゑんび 纓、ゑのこ 狗、
ゑんあう 鴛鴦、ゑぐ 蕘菜、ゑび 海老、
ゑくぼ 靨、

⑩ 同じお、を、ノ差別

上声ノ時ハ皆を、ノ仮名也 をはる 終、
おそるノ時ハお、をにかみ 鬼神、鬼ト
バカリノ時ハお、をはりのくに 尾張国、
尾張トバカリノ時ハお、をとづれ 音信、
をとはやま 音羽山、音トバカリノ時ハお、
をよぶ 及、およぶねノ時ハお、をそ
れ 恐、おそるノ時ハお、をこる 起、
おこるノ時ハお、をもり 錘、重ノ字ノ
時ハお、をほひ 蓋、おほふノ時ハお、
をひと 老人、老トバカリノ時ハおい、
をのこ 男、おとこノ時ハお、をく 置、
奥ノ時ハお、是皆音ノカハル故ナリ、
是其大概ヲ記セリ、以之可辨其音、
大ノ字、御ノ字ハお、ノ仮名ナレモ是亦
連声ニヨリテを、ニ書カフルヿモアルベシ、

中ニアリテモ此差別アリ、をる折、手折ノ
時ハをゝやまゝもろし山乱、深山乱ト
云時ハをゝ、是等ノ類、猶可有之
右ハ同訓ニテノ差別ヲ出セリ、同訓
ナラデモ、其音ノカハリニテノをれノ差別、
可有了簡也

(十一)濁ル時ノちすつノ差別アル事
にじ 虹、はじ 櫨、はじめ 始、つじ 辻、
なじる 詰、らうじ 蝍蛆、くじる 挑、
まじる 交、まじろぐ 瞤、まじもの 毒、
きじ 雉、
はぢ 恥、とぢむる 閉、かぢ 櫂 梶、
よぢのぼる 攀躋、よそぢ 四十年、
五十、六十、等皆同ジ、ねぢけたる 佞、
うぢ 氏、のぢ 野路、路ノ字何レニテモ同、
そぢ 楄、らぢ 縁、すぢ 筋、はず 筈、
かず 數、くず 葛、きず 疵、もず 鵙
いづる 出、はづる 恥、ほづえ 末枝、
とづる 閉、よろづゝ 綫、かつきもの 被物、
かづき 潜、よづる 攀、たづぬる 尋、
うづ 渦、うづむ 埋、うづたかし 堆、
うづら 鶉、くづる 崩、くづ 屑、
ねづる 捏、うづくまる 蹲、さづく 授、
くづをる 頽墮、ゆづる 譲、やづる 憂、

めづらし珍、みづ水、みづがき瑞籬、
みづから自、みづのえみづのと壬癸、
しづ賤、わづらふ煩、かづら鬘、
なづる撫、しづく滴、まづし貧、
けづる削、ふづくし志、

（十二）引假名ニいゆノ差別アリ
いふ謂、ゆふ結、夕、木綿、

（十三）同ろらノ差別
うろふ移、映、うろふ揃、
ひろふ拾、のろふ呪咀、
きらふ嫌、はらふ掃、とらふ捕、
わらふ笑、あからふ胥、くらふ食、
てらふ衒、

（十四）同はほノ差別
はふ延、蔓カヅラナトノハフヿ、蚑行虫ノハフヿ、
はふこ祝子、はふこ天兒アマカツ、
いはふ祝、よばふ喚、いばふ嘶、
うばふ奪、はふむる葬、
ほふ吹、よろぼふ徒倚、さらぼふ髐、

（十五）同とたノ差別
いとふ厭、たとふ喩、やとふ傭、
まとふ纏、まどふ惑、つどふ會、
つたふ傳、うたふ謠、こたふ答、
きたふ鍛、したふ慕、たふとむ貴、

十六 同か、こノ差別

かふ 買、かふる 更、かふ 飼、
さかふ 逆、たがふ 違、まがふ 紛、
つかふ 仕、ねがふ 願、むかふ 向、
こふ 請、こふる 戀、かこふ 圍、
のごふ 拭、

十七 同まもノ差別

たまふ 賜、まふ 舞、かまふ 構、
すまふ 相撲、まふづ 詣、まふのぼる 参上、
おもふ 思、もふくる 設、もふけのきみ 儲君、
もふす 申、

十八 同をおあノ差別

をふ 追、をふる 終、をふ 麻生、
をふしかうち 凡河内、をふと 首、
おふ 負、おふる 生、おふのうら 生浦伊勢
あふ 逢、あふみ 近江、あふさきるさ 左之右之
あふこ 朸、あふぎ 扇、あふち 樗、

右記大概了

十九 聲ノ假名遣ノ差別ハ二十重韻ノ
韻字ニテ可分之

東 冬 蒸 登 尤侯 うう
ほう とう まう ろう のう
たう りう こう そう ちう
きう にう ひう みう りう

江肴豪陽唐庚耕

はう かう たう かう

らう やう まう さう ちやう

ちやう きやう ほやう ひやう みやう

りやう

青韻ニモ呉音ノ時ちやう等ノ声アル之

蕭宵 へう れう ねう けう

えう てう めう せう

(二十)入声

緝 しふ いふ

合盍 洽狎 かふ たふ らふ さふ

葉帖 えふ てふ せふ けふ れふ

業之 きふ よふ こふ ほふ まふ ちふ

世上流布板本ニ十韻假名付甚

難採用之

入声字ハふノ假名ヲ附アルベキコト也古来

多クハうニナシテ用ヒタリ是和訓ニスギル、

コトアル故也法師ヲほうしト書等也、

但シ二切葉集ヲまんえうしふト書等ハ

可笑也葉ノ字モえふノ假名ナレドモ

えうト書ガヨキ也ツゞキニヨリ所ニヨリテ

了簡アルベキ也但是ハ假名物ヲ書

トキノ事也真名字ニ假名付ヲスベ

キニハ此思惟アルベカラズ

和書ニテハぐらうニ通ハシテ云フ訓ハ尤多シ声ニテモ祝言(シユクゲン)ヲしうぎんト云宿(シユク)徳ヲしゆくとくト云リ又つハちニ通ハシテ云フ多シ日域(ジツイキ)ヲじちいきト云五節(セツ)ヲごぜちト云等之又つとくハ畧シテ云フ多シ法華(ホツケ)経ヲほけきやう読(ドツ)経ヲどきやうト云等此類甚多シ

(七一)直音拗音之事

専(モハラ)

わ イヤ ウワ	い(イ) イ井 ウイ	う イユ ウウ	ゑ(エ) イヱ ウヱ	を(ヲ) イヨ ウオ
か キヤ クワ	き キ井 クイ	く キユ クウ	け キヱ クヱ	こ キヨ クオ
さ シヤ スワ	し シ井 スイ	す シユ スウ	せ シヱ スヱ	そ シヨ スオ
た チヤ ツワ	ち チ井 ツイ	つ チユ ツウ	て チヱ ツヱ	と チヨ ツオ
な ニヤ ヌワ	に ニ井 ヌイ	ぬ ニユ ヌウ	ね ニヱ ヌヱ	の ニヨ ヌオ
は ヒヤ フワ	ひ ヒ井 フイ	ふ ヒユ フウ	へ ヒヱ フヱ	ほ ヒヨ フオ
ま ミヤ ムワ	み ミ井 ムイ	む ミユ ムウ	め ミヱ ムヱ	も ミヨ ムオ
や イヤ ユワ	ゐ(井) イ井 ユイ	ゆ イユ ユウ	ゑ(エ) イヱ ユヱ	よ イヨ ユオ
ら リヤ ルワ	り リ井 ルイ	る リユ ルウ	れ リヱ ルヱ	ろ リヨ ルオ
わ イヤ ウワ	い イ井 ウイ	う イユ ウウ	ゑ(エ) イヱ ウヱ	を(オ) イヨ ウヲ

本音ヲ直音ト云イヤウワ等ヲ拗音ト云

和書ニテハ直音ヲ拗音ニヨミ拗音ヲ直音ニヨムフ多シ法華経ヲほくゑさやうト云朱雀院ヲすさくかんト云等此類甚多シ

数珠(ズズ)修(ス)行者

片假名正字

阿 伊 宇 衛 遠

加 幾 久 氣 居 己

草 身 須 世 曽

多 千 州川 天 止

南奈 仁 奴 子 乃

八 比 不 邊 保

末 見美 牟云 女 毛

也 井 弓 江 與

良 利 流 礼 呂

和 伊 宇 衛 於

○五音惣テ相通アリ中ニモシタシキハ

初五相通　初四相通　初三相通

初二相通　二五相通　二四相通

二三相通　三五相通　是ヲ竪相通

ト云　横ノ十音惣テ相通アリ中ニモ

わかやわ相通　さたから丨

はまわ丨丨　いきな丨丨

いちたり丨丨　ひみい丨丨

うくゆ丨丨　すつぬろ丨丨

ふむう丨丨　えけに丨丨

せてねれ丨丨　へめえ丨丨

をこよ丨　うとのろ丨

ほもれし
是等ハ喉舌唇ノ同音ナル故ニ左ノ親ノ
相通アル之是ヲ横相通ト云
廿二 にみむハハヌル假名ニ通ズル事
何ナニゾト云ベキヲナンゾト云難波ナンバト
云ベキヲナニハト云紫苑シヲントヱベキヲ
シヲニト云等也神主カミヌシト云ベキヲ
カンヌシト云忌部イミベト云ベキヲインベト
云等ノむノ字ヲハ子ニ用ル事ハ常ノ事ノ
又ハヌル假名ヲらニ通ハシテ云リ冠
カンフリト云ベキヲカウフリト云年三子シ
サンシト云ベキヲヲシサワト云等ノ此類猶

多シ
廿三 和訓ニハ上略中略下略アル事
礒馴松イソナレ松ト云ベキヲソナレ松ト云
蓮ハチスト云ベキヲハスト云庵イホリト
云ベキヲイホト云等也詞ニハ此類ナホ多シ
御清所ヲキヨドコロ　椰筥ヤナギバコ
イハイキ井相通　バハハコノ下略
廿四 返シ假名ト云事
みもわれみずもわれト云ベキヲみみまれみ
ずまれト云是ハモアノ反ハマナレハナリ
又りのまうわうけるト云ベキヲりのにざつま
けるト云是ハゾアノ反ハザナレバ此類猶
多シ　神書ニ故ヲカレト訓ズカルガユヘノルガノ切ニラ之
ユヘノ切エナリ ラエノ切レナリ

七五 同訓ニ平上去声ノ分別アル事

橋 平声	端 上声	箸 去声
晝 平声	簸 上声	蛭 去声

此等ノ類猶多シ　沈氏四聲韻譜曰

平声ハ者哀而安　上声ハ者励而挙　去声ハ者清而遠　入声ハ者直而促　云云

是和訓ニアリテモ相違ナキナリ

七六 三内五處之事

喉舌唇謂之三内　加ニ牙歯ニ謂之五處

わ 喉音 諸音能生ノ根元　い 舌音 ア所生　う 唇音 ア所生　ゑ 末舌 イ所生　を 末唇 ウ所生

か 喉音為頭者之約本則喉音約末則牙音也　き カ所生　く カ所生　け キ所生　こ ク所生

さ 舌本約本則舌音約末則歯音之　し サ所生　す サ所生　せ シ所生　そ ス所生

た 舌中　ち タ所生　つ タ所生　て チ所生　と ツ所生

な 舌末　に ナ所生　ぬ ナ所生　ね ニ所生　の ヌ所生

は 唇軽音　ひ ハ所生　ふ ハ所生　へ ヒ所生　ほ フ所生

ま 唇重音　み マ所生　む マ所生　め ミ所生　も ム所生

や 喉音或又イ所生故為舌音之　い ヤ所生　ゆ ヤ所生　え 井所生　よ ユ所生

ら 舌音本中末全具之舌音之　り ラ所生　る ラ所生　れ リ所生　ろ ル所生

わ 喉音或又ウ所生故為唇音之　い ワ所生　う ワ所生　ゑ イ所生　を ウ所生

是大概也微細分別難尽筆

七七 五音配五行等事

角	徵	宮	商	羽
木	火	土	金	水

春夏土用秋冬、
甲乙 丙丁 戊己 庚辛 壬癸
東 南 中央 西 北
肝 心 脾 肺 腎
牙 舌 喉 齒 唇
青 赤 黄 白 黒
酸 苦 甘 辛 鹹
眼 舌 身 鼻 耳
仁 禮 信 義 智
双調 黄鐘 一越 平調 盤渉
平声 上声 四声ニ亘之 去声 入声

十月日蝕説

慶安庚寅冬十月辛巳朔日ニ有食之午未之間陽精虧毀天色黯薄人皆仰觀掛破鏡ヲ于霄漢ニ轉倭輪ヲ于雲衢ニ可謂象纏之變也余亦望之而不能不眩唯恨不如戎眼之爛爛也以今年之暦ヲ考之則所録不乖戻嗚呼至哉聖人之製暦也今之暦家豈知日食之變異ヲ乎豈知天運之災徴ヲ唯算舊制ヲ而相合如此天理聖心之不相悖也可以見矣周詩ニ曰十月之交朔日辛卯日食之亦孔之醜朱子曰十

月以夏正言之建亥之月也
可以年按焉且辛卯與辛巳
其支雖異其干亦同原夫十
月朔之日食也魯桓公十七
年襄公二十年聖人書以戒
之其後後漢安帝元初元年
靈帝熹平六年獻帝建安十
三年魏主曹芳正始六年晉
武帝大始二年七年八年愍
帝建興五年成帝咸康元年
穆帝永和十二年孝武帝寧
康三年太元九年劉宋明帝
泰始四年五年後魏獻文帝
皇興元年二年三年孝文帝
太和元年莊帝永安二年孝

武帝永熙元年後周武帝保
定元年天和五年靜帝大象
二年唐高祖武德元年九年
太宗貞觀十八年高宗開耀
元年玄宗開元十七年肅宗
至德元年代宗大曆十年昭
宣帝天祐元年宋太祖開寶
四年眞宗咸和元年景德四
年（當食雲陰不見）仁宗天聖四年皇祐
五年徽宗宣和二年高宗紹
興十七年度宗咸淳四年遼
太祖天贊二年興宗重熙二
十二年金太祖收國四年元
世祖至元五年（即當宋咸淳四年）十四年
二十四年順帝至正二年皆

有之南北雖同年而史所書
有闕不闕乎以地之遠近而
有異同乎在本朝則天武帝
十年持統帝五年元明帝和
銅二年三年聖武帝天平元
年十九年孝謙帝勝寶八年
天平神護元年二年光仁帝
寶龜六年桓武帝延暦十二
年仁明帝承和七年文德帝
天安二年清和帝貞觀元年
二年陽成帝元慶元年光孝
帝仁和二年醍醐帝延喜四
年延長元年朱雀帝天慶五
年圓融帝天祿三年一條帝
長德四年后一條帝萬壽三

年長元八年亦皆有之中華
之暦史我國之書紀抽抄如
此皆是十月日也其餘猶可
博考抑晦朔而日月之東西
同度南北同道則掩月而日
為之食然王者修德用賢則
當食而不食應虧而不虧也
若國無政陰盛陽微則當食
必食固是非常之天變也人
主不可不戒愼也假饒不得
修德用賢使之無日食而能
自警懼以應天災則可也豈
與月蝕並論哉故曰彼月而
微此日而微今此下民亦孔
之哀故春秋唯書日食而不

書月食故古者有為之君逢
日食而必畏戒下詔令以自
責或以為天象之常變者所
以不思之故也吁夫日者人
君之象也天下之治亂在其
一身當賢愚邪正同在朝班
之時而施善政彰帝徳則賢
之與正用事而愚者邪者遠
矣非月常避日而當食而不
食乎若其不然則臣子背君
父妾婦乘其夫小人陵君子
夷狄侵中國天下之變昭々
矣非當食而必日食乎然則
上仰天崇以驗之人事而可
也凡一時之祥異一事之非
常既可致思況於日食之告
以乎外之皇父内之艶妻是
姫周之所以陵夷而十月之
交所以詠歎也余亦不能感
於此十月純陰也以積陰之
盛歴衆陽之微於是益知其
變之大可勝懼哉豈唯日食
而已哉去年己丑之夏秋地
動頻煩仆屋損人且回禄甚
風雨雹雷鳴今歳亦然且聞
孟秋之仲京師疾雷光焔満
天霹靂震破二十余所季秋
之初郡國大水溺水者不可
勝計屋舎之流蕩牛馬之陥
没器用之漂失亦最多嗚呼

皇天何其降菑害之至此也古禮以溺雖為不可吊而其羅不虞之殃亦可怵惕與柳河東之哀溺文意異矣牛馬者人之所資用也其無故而之亡亦可以惜焉屋舍器用之烏有固是非國家之巨費乎吁天災既甚人主可警其政治之得失輔臣可儆其變理之可否邦伯邑長大夫諸士亦各可慎其職分至若庶人布衣村民里農亦皆完牆壁葺屋瓦豫備風雷火水之變而可也故聖人以綢繆牖戶警諸為國然而世人以風雷火水驚為天災而日食則未必然焉乎痛哉余不能緘口者以此

慶安三年十月朔日　函三子林靖

鳥羽戀塚者文覺為源渡妻所築也初藤盛遠聘彼婦而無道劫婦之母為媒徑母呼而告之婦念不聽則殺母不孝聽則棄夫不義噫不孝不義吾生不如死欲以身當之乃佯諾曰請失我夫而後可以從也一夕在閨新沐而臥者即是矣我開戶而待之盛

遠約去婦還設酒與源渡相
献酬使臥於輿婦自沐臥閨
夜闌盛遠果到斷頭持去黎
明視之則婦之首也盛遠甚
哀卽為僧所謂文覺是也其
後在高雄遙望埋婦之處名
曰戀塚世俗所傳蓋如此嗚
呼婦孝于母義于夫節于其
身雖丈夫不過此也長安大
昌里之節女同日之談乎秦
之懷清臺以貨淮之漂母墓
以恩胡地之青塚以怨何足
比之哉曹娥之孝溧水女之
貞其碑其名古今不泐此婦
之名亦然乎彼之戀之者在
邑耶在節耶不可不擇也浮
屠之有塔銘猶如碑碣也銘
曰

吁節婦兮　惟孝惟義
石可泯兮　貞名不已

大昌里之節女見三綱行實

裏書

往歲賜長岡以為我采邑其
所隷之鳥羽里有戀塚古蹟
有名而無表尋其所由而知
文覺之發意聞節女之孝義
不可以無表也於是刻石築
塔聊記所傳聞以垂于不朽
云

正保四年十一月十九日
日向守大江姓永井氏直清立之

梅里先生墓誌銘

先生姓源諱光圀字子龍號
梅里亦號常山威公第三子
也母谷氏寛永五年戊辰六
月十日產於常州水戸六歳
立為世子稍長直叙從五位
上歴從四位下左衛門督從
三位右近衛權中將尋三十
四襲封食二十八万石升參
議中將如元元禄三年庚午
之冬致仕翌日升權中納言
還鄉營兆域於瑞龍山側塋
歴任之衣冠魚帶建碑自書
曰梅里先生墓其陰勒銘以
見其志暫考槃于西山俟終
焉之期云
先生常州水戸產也其伯疾
其仲夭先生夙夜陪膝下戰
々兢々其為人也不滯物不
著事尊神儒而駁神儒崇佛
老而排佛老常喜賓客殆市
于門毎有暇讀書不求必解
歡不歡々憂不憂々月之夕
花之朝斟酒適意吟詩放情
声色飲食不好其美第宅器
物不要其奇有則隨有而樂

晉無則任無而晏如自蚤有
志于編史然畢書可徵爰搜
爰購求之得之徵逸以稗官
小說撫實闕疑正閏皇統是
非人臣輯成一家之言元祿
庚午之冬累乞骸骨致仕初
養兄之子為嗣遂立之以襲
封先生之宿志於是乎足矣
既而還鄕即月相攸於瑞龍
山先塋之側瘞歷任之衣冠
魚帶載封載碑自題曰梅里
先生之墓先生之靈永在於此
矣嗚呼骨肉委天命所終之
處水則施魚鼈山則飽禽獸
何用劉伶之鍤乎哉其銘曰

月雖隱瑞龍雲
光暫留西山峯
建碑勒銘者誰
源光圀字子龍

三十六人歌合

左

柿本人麿

ほのぼのとあかしの浦の朝霧に
嶋かくれゆく舟をしぞ思ふ

凡河内躬恒

我宿の花見かてらにくる人は
ちりなむ後ぞこひしかるべき

中納言家持

春の野にあさるきゞすの妻恋に
おのがありかを人にしれつゝ

在原業平朝臣

世の中にたえてさくらのなかりせば
春のこゝろはのどけからまし

素性法師

今こむといひしばかりに長月の
有明の月をまち出つるかな

猿丸大夫

をちこちのたづきもしらぬ山中に
おぼつかなくもよぶこ鳥かな

中納言兼輔

人の親の心はやみにあらねども
子をおもふ道にまよひぬるかな

中納言敦忠

あひ見ての後の心にくらぶれば
むかしはものをおもはざりけり

源公忠朝臣

行やらで山路くらしつほとゝぎす
今一こゑのきかまほしさに

女御

琴のねにみねの松かぜかよふらし
いづれのをよりしらべそめけん

藤原敏行朝臣

秋来ぬと目にはさやかに見えねども
風の音にぞおどろかれぬる

源宗于

常盤なる松のみどりも春くれば
今ひとしほの色まさりけり

藤原清正

子の日しにしめつる野邊の姫小松
ひかでや千代のかげを待たまし

藤原興風

誰をかもしる人にせむ高砂の
松もむかしの友ならなくに

坂上是則

み吉野の山の白雪つもるらし
ふるさとさむく成まさるなり

小大君

岩橋の夜の契りも絶ぬべし
あくるわびしき葛城の神

大中臣能宣朝臣

千とせまでかぎれる松もけふよりは
君にひかれて萬代やへむ

平兼盛

かぞふれば我身につもる年月を

おくりむかふと何いそくらん

右

紀貫之

ゆく年のをしくもあるかなますかゞみ
みるかけさへにくれぬとおもへは

伊勢

三輪の山いかにまち見む年ふとも
たつぬる人もあらしとおもへは

山邊赤人

わかの浦にしほみちくれはかたをなみ
あしへをさしてたつなきわたる

僧正遍昭

すゑの露もとのしつくや世の中の
おくれさきたつためしなるらん

紀友則

夕されは佐保の河原の川霧に
友まとはせる千鳥なくなり

小野小町

いろみえてうつろふ物は世中の
人の心の花にそありける

中納言朝忠

逢事のたえてしなくは中〳〵に

人もかれ見えても恨こさらん波

藤原高光

かくはかりへかたくみゆる世の中に
うらやましくもすめる月かな

壬生忠岑

春たつといふはかりにやみよしのゝ
山もかすみてけさはみゆらん

大中臣頼基 能宣父

ひとふしに千代をこめたる杖なれは
つくともつきし君かよはひは

源重之

芳野山峰の白雪いつきえて
けさは霞のたちかはるらん

源信明

あたら夜の月と花とをおなしくは
心しれらん人にみせはや

源順

水のおもにてる月なみをかそふれは
こよひそ秋のもなかなりける

清原元輔

秋の野の萩の錦を故郷に
鹿のねなからうつしてしかな

藤原元真

夏草は茂りにけりな玉鉾の
道行人もむすふはかりに

藤原仲文

有明の月の光を待ほとに
我夜のいたくふけにける哉

壬生忠見

焼とも草はもえなむ春日野を
たゝはるかせにまかせたらなん

中務

うくひすの声なかりせは雪きえぬ
山里いかて春をしらまし

女房三十六人歌合

左

小野小町

花の色はうつりにけりないたつらに
我身世にふるなかめせしまに

伊勢

思ひ川たえす流るゝ水のあはの
うたかた人にあはてきえめや

中務

秋風の吹につけてもとはぬかな
荻の葉ならはおとはしてまし

斎宮女御

袖にさへ秋の夕は知られけり
消し浅茅か露をかけつゝ

右近

わすらるゝ身をは思はすちかひてし
人の命のをしくも有かな

右大将道綱母

なけきつゝ独ぬる夜のあくるまは
いかに久しき物とかはしる

馬内侍

時鳥忍ふる物をかしはきの
もりても声のきこえける哉

赤染衛門

神無月有明の空のしくるゝを
またこれならぬ人やみるらん

和泉式部

物思へは沢の蛍もわか身より
あくかれ出る玉かとそみる

小大君

織女りかはせはへぬ玉と
云ふ身の名のたゝまくもおし

紫式部

はなさかり春の山へをみわたせは
しら雲ならぬ雲かゝる峯

小式部

おほえ山いくのゝ道の遠けれは
またふみも見すあまのはし立

伊勢大輔

いにしへの奈良の都の八重桜
けふ九重ににほひぬるかな

清少納言

夜をこめて鳥のそらねははかるとも
世にあふさかの関はゆるさし

大弐三位

遥かなるもろこしまても行ものは
秋の寝覚の心なりけり

高内侍

暁の月見て枕に見えつる
草の葉にてうつりけらん

一宮紀伊

おとにきく高しのはまのあたなみは
かけしや袖のぬれもこそすれ

相模

うらみわひほさぬ袖たにあるものを

卯の花咲ける玉川の里

右

式子内親王

かくしれぬ衣をかへしもけふよりは
このほかならぬ秋の夕暮

宮内卿

かきくらし猶ふる里の雪のうちに
跡こそ見えね春はきにけり

周防内侍

跡たえてふかき山路の雪のうちに
かれにし草も春を待らん

皇太后宮大夫俊成女

下もえに思ひきえなん煙たに
跡なき雲のはてそかなしき

待賢門院堀河

雪ふかき岩のかけ道跡たゆる
吉野の里も春はきにけり

宜秋門院丹後

わすれしな難波の秋のよはの空
こと浦にすむ月はみるとも

嘉陽門院越前

奥山の岩ねにふかき雪のうちに

海士のたくもの烟なりけり

二条院讃岐

世のなかはつねにかはらぬ松の風
やすくと思ふもしらぬ身の

小侍従

なかなかに思ひしらるゝ山の端の
身の程しらぬ心なりけん

後鳥羽院下野

あふ事のかたきを何に頼むらん

いくとせの春秋かけて

弁内侍

小倉山ふもとの里にすみなれて
袖のみぬるゝ秋の夕ぐれ

少将内侍

忘れじとちかひしことの末なれや
かはるまじきはわが心かな

殷富門院大輔

今はとてあはれも人の身のほどに
思ひしりぬる袖の涙は

土御門院小宰相

春の夜の霞の内に匂ひきて
花をのみこそ待つべかりけれ

八條院高倉

[illegible]

[illegible]

後嵯峨院中納言典侍

[illegible]

[illegible]

式乾門院御匣

[illegible]

[illegible]

藻壁門院少将

[illegible]

[illegible]

[illegible]物語春部二　[illegible]

[illegible]

[illegible]梅[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ることにて候也是をもつてしらる
ゝ之持明院乃御河とも有けるの
判はなほ将軍にて六事にてありと
たゝなるはうらゝ人の事なさま
何せと有事哉と猶を度の
まを被探いさゝぬいゝり御鞠
被ぬる御鞠ハきたれり上の
下部は御鞠ありくおほかたは御前にて
ことあらん事ハ是ハ子々孫々にて
又蹴鞠の晩とまりなりけるなり
昔は後鳥羽院は別当

勅ことふ流は御鞠院乃御こと
将軍院の御をあそはされ御
ことはやむらしきとそ其
又遊二條は御まりにおいての御
はまさいふやう人はたゝ其時の
おはしまして御帯など大人の
二家は二事にて事ありける
蹴鞠の是は将軍なと申その
まつり一度に御こと御まへ也
日々のはからは是非なく
飛鳥井は蹴鞠かなに候有

信海はするゝ詠くとしは
かゝる乱世保元平治わたり二た
ひありよりて藤原頼政の
あらためまつる後鳥羽院の
ことおこれるはおさめかれ
ねかはれたるなりといへとも世
康頼ならも雅楽の窟にしも
廣常りてよく清盛子孫の
白河の御門院に渡らせ
給ひ付て入道主のよみて給ふよ
養者の母ハ武者國はいなかに

清律乃御出けれとも世常か
国よりて候へいつの御世にも
南風ら清らの地なしとも
神明のことに縁起御釈なとて
まつり給の令てたりしも康
頼ハ風かゝる様てまつりよの法く
てんまけ清河にこれより後文覚上
人く寺しまりしに外九條
とも顔淵なとはめのより
定めん九條はこれをもてはやる
御筆也家はかゝる宮穏人也

ほと詩をもあらは周易曽
論語とも申す書をも拾ひて、
ねんごろに見はしめくらて後学
にはみかはかれ、難学者は称
をしらすとも詩にはかりて
ところ／＼みやうこゝかゝる
事をあらはしけ上への御詫
持は永いく志あることをしれし
そうらめしあれは証拠を思えと
いふとはめつさはなとの
書かすゝんて はゝの大試ありて

六儀なとにて此魔祇わかり
くべる所哥あるまて詠の
あんにかの五冊を知りて
きこへ見るらんぬさくるおもしる
是はせらるもんは御あそびあふ
源氏の此頃はなさるとゆるす
御覧させらりたにわらる事
拝見し亦すみうの給ふへく
そこはあさとそうめしりうる
女房なりか教まとせ
なまいはほけはらこゝみ申る也

須磨の月みるからからさらには
色つきおいさしかして常盤
見よくたよれる向かひの津
おちんの須磨とこゑのくもと
たん示五古生ろ屋根
事毎屋にふる絵馬の後
我はらて名はわか唐衣が
ござく小野の神のとは神よ
こうきう梅をとも土産
心だに誠の道にかなひなばいの
らずとても神や守らん 天満

はや〳〵まゐるはやおがみあるかその
要のちかへりかへし参らなく
はしかきさへ示たいまゝか参る
はくきちよかりつよさへ念
はやかこれちくして御邊で候
菅丞相道真公延喜三年七
あしかなれば〳〵かくれ也
従二位し給ひて
はる有て御身まかりける
はれ〳〵いはさきのいさか
おんとし五十九

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

十四

八十八[illegible]

巳六三
五年六両目

[illegible] / 11 71

愛 知 県
1103280477